

◎平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律

(平成三〇年六月二〇日法律第五五号) (衆)

一、提案理由 (平成三〇年五月三十一日・衆議院本会議)

○富岡勉君 ただいま議題となりました四法案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案は、大会の円滑な準備及び運営のさらなる充実のため、電波法の特例を追加し、大会の組織委員会については、無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とするとともに、国民の祝日に関する法律の特例を追加し、平成三十二年に限り、海の日を七月二十三日に、体育の日を七月二十四日に、山の日を八月十日にするものであります。

本案は、昨三十日、文部科学委員会において、内閣の意見を聴取した後、賛成多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

…………… (略) ……………

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院文教科学委員長報告 (平成三〇年六月一三日)

○高階恵美子君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

四法律案は、いずれも衆議院文部科学委員長提出によるものであります。

…………… (略) ……………

次に、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案は、大会の円滑な準備及び運営に資するため電波法の特例を定めるとともに、国民の祝日に関する法律の特例として、平成三十二年に限り、海の日を七月二十三日に、体育の日を七月二十四日に、山の日を八月十日にしようとするものであります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、ドーピングに関する情報共有の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、順次採決の結果、ドーピング防止法案及び東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ特別措置法改正案はいずれも多数をもって、スポーツ基本法改正案及び祝日法改正案はいずれも全会一致をもって、それぞれ原案どおり可

決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。